

《論 說》

アメリカ会社法における取締役の 会社情報の収集権 — 模範事業会社法や州会社法等の展開を中心に —

澤 山 裕 文

〈目次〉

- 一. はじめに
- 二. アメリカにおける取締役の会社情報の収集権
 1. 取締役による会社情報の収集権の意義等
 2. 不当拒絶に対する救済手段等
 3. 株主の会社情報の収集権との比較
- 三. コーポレート・ガバナンスの原理と取締役の会社情報の収集権
 1. 取締役による会社情報の収集権の規定の概要
 2. 会社情報の収集権の意義
 3. 権利行使の制限と子会社との関係等
- 四. 模範事業会社法等との関係
 1. 模範事業会社法における取締役による会社情報の収集権
 2. デラウェア州会社法等の規定の概要とその比較検討
 3. 判例との関係
- 五. 結びに代えて

一. はじめに

健全なコーポレート・ガバナンスが効果的に機能するためには、企業運営における取締役の適切な行動が重要となる。わが国において平成26年にはコーポレート・ガバナンスの強化等を目的とした会社法の改正法が成立し、平成27年5月1日から施行されている⁽¹⁾。同法では上場会社等について社外取締役を置かない場合の開示義務が課せられており、事実上の社外取締役の設置義務化ともいわれている⁽²⁾。

実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築を巡る近時の動向としては、まず、平成30年2月14日に社外取締役設置の義務化等の検討をしている法制審議会会社法部会は「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」を取りまとめている。次いで、同年3月1日に日本証券取引所自主規制法人が上場会社の不祥事の予防を目的とした「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を公表した。そして、同年6月1日には上場会社の企業統治の指針となる「コーポレートガバナンス・コード」の改訂版が公表されており⁽³⁾、上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの改善に向けた動向が活発である⁽⁴⁾。

上述の平成26年会社法改正等によって、社外取締役の設置の増加が今後も見込まれているところ、その機能を十分に発揮するためには情報確保の仕組みの整備が指摘されている⁽⁵⁾。また、コーポレートガバナンス・コードでは、実効的な監督機関としての取締役会の機能を実現するために、原則4-13で取締役に対してその役割や責務を果たすための能動的な情報の入手を要請している。

こうした社外取締役の設置あるいは監督機関としての取締役会の構築を通じたコーポレート・ガバナンスの強化という流れのなかで、取締役による会計帳簿閲覧謄写請求権の認否が争われた東京地裁平成23年10月18日判決(金判1421号60頁)を契機に取締役による会社情報の収集権の是非が注目を集めている⁽⁶⁾。裁判所は、同判決において取締役による会計帳簿の閲覧謄写請求権を認めなかったが、この点についてはこれま

で活発な議論がされてきたとは言いがたい。

そこで本稿では、わが国の会社情報の収集権の主要なモデルと考えられているアメリカにおける取締役による会社情報の収集権に関する状況を検討する⁽⁷⁾。そうした検証によって、今後わが国において一層重要性が増すと考えられる取締役による会社情報の収集権の在り方に有益な示唆を得たい。

二. アメリカにおける取締役の会社情報の収集権

1. 取締役による会社情報の収集権の意義等

(1) 取締役による会社情報の収集権の理論的根拠

アメリカ会社法において、取締役には株主よりも広範な会社情報の収集権が制定法ないし判例法によって認められている⁽⁸⁾。すなわち、個々の取締役には会社経営において取締役会の監督及び監視 (supervision and vigilance) という機能を促進するために一定の権限が付与されている。そうした権限の一つとして会社情報の収集権がある⁽⁹⁾。

取締役の会社情報の収集権には、会社情報の抄本の作成や謄写を請求する権利が含まれているほか、当該権利行使に際して弁護士や会計士といった専門家の助力を求める権限も有している⁽¹⁰⁾。これら権利は、調査の対象となる会社情報が複雑かつ膨大な量であっても、それを効率的に整理及び調査して理解するのに有益であるために認められている⁽¹¹⁾。

もとより、取締役に会社情報の収集権が付与される理論的根拠は次のように考えられている。取締役は会社及びその株主と信託関係 (fiduciary relation) にあるから、取締役に課された義務を適切に果たすために、会社情報の収集権がなければならないとされている。それに加えて、取締役による会社情報の収集権は取締役の潜在的な個人責任から保護するためにも必要であるといわれる⁽¹²⁾。取締役は株主の受託者でもあるから会社業務について十分かつ完全な情報を調査する権限が付与されていると

の見解もある⁽¹³⁾。

あるいは、個々の取締役は会社の問題について説明を受ける義務を理由として、コモン・ロー上の原則で会社情報を調査する権利を有しているとも考えられている⁽¹⁴⁾。個々の取締役に課されている会社の問題について継続して説明を受ける義務の具体的な内容として次のようにいわれる。取締役は会社の真実の業務状況 (true state of affairs) を十分に理解せずに取締役としての義務を果たせないため、それと相関する権利として会社情報の収集権を有するといわれる⁽¹⁵⁾。

(2) 会社情報の収集権の位置付け

アメリカにおいて、多くの州では取締役による会社情報の収集権を絶対的な権利 (absolute right) と考えていた。それゆえに、取締役の会社情報の収集権はその行使の可否ではなく、その性質が裁判所での議論の対象となった⁽¹⁶⁾。つまり、取締役の地位を前提とした会社情報の収集権の行使は会社に拒絶されず、抗弁の事由となりうるのは調査対象のみであった⁽¹⁷⁾。そのため、会社情報の収集権を行使する取締役の行使目的が、たとえば競業者の利益のため等といった会社に対して敵対的な目的であっても多くの裁判所では会社による抗弁を認めてこなかった⁽¹⁸⁾。

そうした裁判所の理解としては、まず、1939年の *Drake v. Newton Amusement Corporation* 事件で取締役による会社の運営と会社情報の収集の関係を明らかにしている。「私会社 (private corporation) の取締役は会社及びその株主と信認関係にある。信認関係は、個々の取締役が会社情報に接するという機能を果たすことがその本質である。取締役が会社情報に接する機会が与えられない限り、会社の事業運営に十分に寄与できないのは自明であると思われる。そこに記載されている情報は通常、信認義務の履行において取締役に要求される意思決定権の行使に必要なものであり、取締役の調査権は絶対的なものと表現されるほどである。その権利はコモン・ロー上の権利を基礎としており、それは制定法によっ

て制限されるものではない⁽¹⁹⁾」と判示している。

その後、1955年の *Cohen v. Cocoline Products, Inc.* 事件で、裁判所は次のように述べている。「取締役は課された義務を適切に履行するために、当然、会社の方針、事業あるいはその業務及び会社役員 (officer) の行動について説明を受けなければならない。取締役は会社とその株主に対して経営義務 (stewardship obligation) を負い、その在任期間 (term of office) は不適切な経営に対する責任に服している。そうした積極的義務及び潜在的責任を理由に、取締役にコモン・ロー上の権利を起源とした会社の帳簿及び記録を調査するための絶対的で無制限な権利が与えられている⁽²⁰⁾」とする。

(3) 会社の拒絶手段等

絶対的な権利として認められていた取締役の会社情報の収集権を会社が拒絶する手段としては、当該取締役の解任とされていた。取締役は解任によって会社情報の収集権が消滅すると考えられていたためである⁽²¹⁾。たとえば、1907年の *People ex rel. Leach v. Central Fish Co.* 事件では「取締役として在任している間はその地位に関連する権利を拒絶できない⁽²²⁾」と述べられている。

しかし、こうした裁判所の立場については批判がなかったわけではない⁽²³⁾。すなわち、取締役の解任は制定法に規定がなければ株主総会決議に限定されており、裁判所による職権での解任もできなかった。さらに、こうした取締役の解任手続は相当な費用を要するとともにその手続自体も複雑であった。そのため、会社が取締役の会社情報の収集権の行使によって損害を被るという立証が可能であるといった場合は、会社に対する信認義務に違反する取締役を解任できる手段を裁判所に提供する必要性が指摘されていた。

ただ、取締役の会社情報の収集権が絶対的な権利として認められたとしても、取締役は善意で行動しなければならなかった。したがって、信

認関係と相反する目的による会社情報の収集権の行使はできないとも考えられた⁽²⁴⁾。たとえば、1890年の *Hemingway v. Hemingway* 事件において、取締役は会社情報の収集権を有しているが、それは会社の利益のために行使されなければならない、他の目的のために行使されてはならないと判示されている⁽²⁵⁾。

このように、取締役の会社情報の調査目的によりその認否が判断される州における会社情報の収集権は制限的権利(qualified right)ともいわれる。こうした理解を示唆する判例として、1952年の *State ex rel. Paschall v. Scott* 事件があり、裁判所は次のように述べている。「取締役が敵対的又は不当な目的のために会社の帳簿及び記録の調査を請求する場合は、会社に対する義務の履行という主張に基づく調査はできない。むしろ、その目的ないし行動はそのような義務と完全に相反するものである。会社に対する義務の履行という取締役が有している会社の帳簿を調査する権利の基礎は、敵対的又は不当な目的のためにされた場合には完全に欠如しており、その権利はもはや存在しない⁽²⁶⁾」とする⁽²⁷⁾。

2. 不当拒絶に対する救済手段等

取締役が会社情報の収集権の行使を会社に拒絶された場合、それを法的に執行しうる手段としては裁判所へ職務執行令状(writ of mandamus)の発行を求めた⁽²⁸⁾。この手段による救済は適切であると考えられており、取締役が会社による当該権利行使の拒絶を証明した場合には認められた。もっとも、職務執行令状の発行は理論上では裁判所の自由裁量であった。それゆえに、裁判所は会社の利益を保護する必要があると考える場合には調査の対象となる会社情報に制限を課すことができた⁽²⁹⁾。

ただ留意すべき点として、取締役は権利行使に要した費用を会社に請求するコモン・ロー上の権利を有していなかった。そのため、制定法等でそうした内容が明確にされていなかった場合、取締役は会社との信認関係によって生じた費用の償還であっても会社から補償されなかった。

したがって、取締役は会社情報の収集権を法的に執行する命令を得るために要した費用を会社に対して請求できなかった⁽³⁰⁾。

ともあれ、アメリカ会社法においては取締役が会社情報の収集権を有していることに異論はない。そうした権利を有しているために、取締役は会社の財務状況 (financial standing) を知る義務があるとも考えられている。たとえば1991年の *Slattery v. Bower* 事件で裁判所は、取締役が自身の任務懈怠に対する抗弁として会社の財務状況を知らなかったという主張はできないと述べている⁽³¹⁾。他方、取締役や業務執行役員 (managing officers) は、訴訟で会社の帳簿等に記録されている情報の認識が推定される場合もある。とりわけ、1933年証券法 (Securities Act of 1933) に基づく訴訟において、裁判所は第三者から受領した情報の真偽につき、会社情報を精査するという確認を懈怠した取締役や業務執行役員を厳しく批判する立場をとっている⁽³²⁾。

なお、いくつかの州では会社の業務執行に関して異議のある取締役は取締役会議事録にその異議の記載を強制し、又はその書面の行政機関への提出を法的に要求するようである。こうした取締役の責任に係る事前の予防策は、可能性のある任務懈怠に対する責任について、異議を唱えた取締役以外の取締役に対して心理的な影響を与えるという点で重要であり、取締役に取締役会議事録に対して注意を払うことを強制したとされている⁽³³⁾。

3. 株主の会社情報の収集権との比較

アメリカにおいて、株主⁽³⁴⁾には会社法上の株主権の一つとして会社情報の収集権が制定法等で認められている⁽³⁵⁾。これは、株主が会社についての十分な情報を有していない限り、派生訴訟 (derivative suits) の提起といった株主としての権利を適切に行使できないと考えられているからである⁽³⁶⁾。

株主には会社情報の収集権が認められていたものの、しばしば会社業

務の重大な混乱を引き起こした。そのため、株主による会社情報の収集権は適切な時間及び場所 (proper time and place) でかつ正当な目的 (proper purpose) を有する請求のみが認められた⁽³⁷⁾。こうした制限は株主の権利行使による会社業務の阻害を防止するために必要なものであると考えられていた。

その一方で、株主の会社情報の収集権の行使が会社によって不当に拒絶された場合、株主はそれを法的に執行する必要がある。その手段としては、取締役の場合と同様に、職務執行令状が適切な救済手段とされていた。もっとも、株主が職務執行令状の発行を求めた場合も、裁判所はその対象となる会社情報の性質や会社の拒絶理由、会社情報の調査を請求する株主の具体的な理由や請求の合理性等を考慮してその認否を判断した。

こうした取締役と株主の会社情報の収集権の違いについては次のような指摘がされている。すなわち、株主の会社情報の収集権は権利を守るための権利であるのに対して、取締役の会社情報の収集権は義務を果たすための権利として位置付けられている。このように、その行使目的が異なるから、調査範囲や行使要件その他に差異が生じるのは当然であるともいわれている⁽³⁸⁾。

三. コーポレート・ガバナンスの原理と取締役の会社情報の収集権

1. 取締役による会社情報の収集権の規定の概要

アメリカにおいては、アメリカ法律協会 (American Law Institute) が策定及び採択したコーポレート・ガバナンスの指針となる「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告 (Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations)」がある。同原理は、1975年のアメリカ法曹協会 (American Bar Association) の会議等において

コーポレート・ガバナンスに関するリステイトメントの作成に向けた議論を契機として、リステイトメントの作成等を担っていたアメリカ法律協会において種々の検討が始まった⁽³⁹⁾。

そして、当時重要性を増していたコーポレート・ガバナンスの問題について、アメリカ法律協会が現存する法規範を分析及び整理するとともに、法及び会社実務のあるべき姿を示すものとされている⁽⁴⁰⁾。ただ、これは法のリステイトメントを意図したのではなく、より良い実務やルールを提案するものであった⁽⁴¹⁾。

そのコーポレート・ガバナンスの原理においても取締役による会社情報の収集権が言及されていた。その条文は次のようになっている。

『コーポレート・ガバナンスの原理3.03条

取締役の社内情報に関する (informational) 権利⁽⁴²⁾

(a) 全ての取締役は、(その他の適用されうる法を条件として)3.03条 (b) 項の範囲内で、本人又は弁護士もしくはその他の代理人によって、合理的な時間に、会社、その子会社もしくは州内会社又は州外会社のあらゆる帳簿 (books)、記録 (records)、文書 (document) の調査又は謄写及び物的財産 (physical proprietary) の調査をする権利を有する (have) ものとする。

(b) (1) その権利を執行するための法的命令は、会社が当該権利行使によって得られた情報が監督機能 (directional function) 及び義務の履行に合理的な関連がないこと、又は取締役もしくはその代理人が会社に対する取締役の信認義務に反しうる手段でその情報を利用する可能性があることを証明しない限り、認められるものとする。

(2) 命令の申請は、迅速に解決されるものとし、宣誓供述書 (affidavits) を基礎に判断することができる。

(3) その命令には、不当な責任又は費用から会社を保護する条項、もしくは取締役に対して会社への信認義務に反しうる手段として会社情報

の収集権の行使で得られた情報の利用を禁止する条項を含むことができる。

（４）会社に請求が拒絶されて命令の申請した取締役には、当該命令が発行された場合、その申請に関して合理的に生じた費用（弁護士費用を含む）を会社によって償還されるものとする。』

コーポレート・ガバナンスの原理3.03条は、取締役の会社情報の収集権を次のように規定する。まず、(a)項で取締役は、自己又は弁護士あるいは他の代理人によって合理的な時間に会社のあらゆる帳簿や物的財産等を調査する権利を有するとしている⁽⁴³⁾。

そのうえで、(b)項では取締役の会社情報の収集権に係る制限や法的執行手段を具体的に列挙している。こうした規定の置き方は新たな試みであって、判例法や制定法を明確にするという点で重要であったとされている⁽⁴⁴⁾。

2. 会社情報の収集権の意義

アメリカにおいて、取締役会が業務執行に対する監督を効果的に行うためには取締役会が経営者から独立性を維持しつつ、種々の問題について継続的かつ機動的な調査を実施しうる体制の整備が必要であると考えられた⁽⁴⁵⁾。そのうえで、個々の取締役が取締役会に積極的に参加し、その監督活動に対して一定の役割を果たすためには、取締役に必要な情報の入手が保障されなければならないと指摘されていた⁽⁴⁶⁾。

そうした見解を踏まえて、コーポレート・ガバナンスの原理では取締役の会社情報の収集権に関する規定を設けた⁽⁴⁷⁾。とはいえ、取締役は会社情報及び実際の財産を調査する広範なコモン・ロー上の権利を有していた。この権利は、前述のように絶対的な権利ともいわれていたが、判例では取締役の調査しうる範囲が調査目的に関連があるものに限定されるかどうかで見解は分かれていた。

コーポレート・ガバナンスの原理3.03条(b)項は、そのような対立の背景にある政策を反映させたとする。すなわち、取締役の調査目的を基準としてその対象に一定の制限を設けた。そのうえで同項では判例法、制定法等の確認という趣旨で、取締役の会社情報の収集権に係る法的執行手段を具体的に規定した。

3. 権利行使の制限と子会社との関係等

(1) 権利の性質とその制限

こうした経緯で、コーポレート・ガバナンスの原理3.03条に規定された取締役による会社情報の収集権の特徴としては次の点が挙げられる。まず、同条(a)項は、(b)項及び他の適用される法の制限内で全ての取締役があらゆる会社情報及び物的財産を調査する権利を有すると規定する。この権利はその子会社も対象となり、当該権利行使は本人だけではなく、弁護士やその他の代理人にも認められた。

次いで、同条(b)項が当該権利行使について4つの制限を置いている。第1に、会社情報の収集権の行使によって得られる情報が、取締役の監督機能及び義務の履行に合理的な関連がないと会社が立証した場合には当該権利行使はできないとする。そうした義務の履行等に合理的な関連のない情報は、取締役の監督機能及び義務の履行に不要と考えられるためである。調査の請求された情報が嚴重に管理されている企業秘密である場合等がこれにあるとされている。

第2に、裁判所の命令による制限である。裁判所は会社の不当な負担や費用の支出から保護するために必要がある場合に、会社情報の収集権の範囲を制限する命令を発行できる。たとえば、会社が取締役による会社情報の収集権の行使請求に応じることで高額な費用の支出し、かつ時間を要するといった場合に裁判所は当該権利行使を制限しうる。

第3に、裁判所は取締役による会社情報の収集権の法的執行を命令する権限を有しているが、取締役が信認義務に反する方法での情報の使用

を禁止する命令も発行できた。そうした状況としては、取締役が自身の財産的な利益のために会社の秘密情報を競業者に伝達することやそれを利用する等といった意図を立証した場合とされている。

第4に、取締役に課せられている信認義務に反するおそれのある会社情報の収集権の行使が制限されている。この点については後述する。

(2) 信認義務との関係

上述のように、取締役による会社情報の収集権の行使が会社に対する信認義務に反するおそれがあると会社が立証した場合は当該権利行使を拒絶できる。もっとも、裁判所はその判断にあたって上記の行為を禁止する命令の影響も考慮されるべきともいわれる。すなわち、取締役が会社に対する信認義務に反する情報の利用を企図していると裁判所が確信した場合はその権利行使は拒絶される。ただ、信認義務に違反しうる取締役の会社情報の収集権の行使であったとしても、取締役に對する損害賠償請求や自身の解任等の脅威を根拠とした権利行使は拒絶すべきではないとされている。

また、取締役が委任状勧誘の一端として、あるいはその他の現経営陣を追放するための会社情報の利用それ自体は、そうした目的が明確であれば不当な目的とはならない。しかし、そのような目的で得られた会社情報の外部への漏洩は取締役の信認義務に反するために、裁判所は取締役に對する会社情報の開示の禁止や、取締役による会社情報の収集権の法的執行を拒絶すると考えられている。

(3) 子会社との関係等

こうしたコーポレート・ガバナンスの原理3.03条(b)項による信認義務に基づいて課される制限に加えて、同条(a)項に基づく権利は州会社法や連邦法によって認められない場合もある。同様に、持分の一部を保有する子会社に関しても、同項の権利は子会社の他の株主に対する親会

社としての信認義務を前提とするものであるが、子会社を統治する州会社法によってそれも異なる。そのため親会社の取締役として子会社に対する会社情報の収集権を有していないと子会社を統治する州会社法が定めていた場合は、当該親会社の取締役として有する会社情報の収集権の拡大はできないとされている。

ところで、3.03条(a)項に基づく取締役による会社情報の収集権の行使が(b)項で課されている制限に該当するという立証責任は会社側が負っている。会社が取締役による会社情報の収集権を拒絶した場合、その権利行使の法的執行は裁判所の命令による必要がある。もっとも、会社情報の入手の遅滞は重要な機会を逃してしまうおそれがある。そこで(b)項2号が会社情報の収集権の認否の判断は迅速に行われることを要求する。そうした要請から、裁判所はその裁量で宣誓供述書(affidavit)を基礎とした聴聞によって、申請の認否の迅速な判断を可能としている。ただ、当然のことながら、その手続は適正にされなければならない。

さらに、3.03条(b)項4号は取締役が会社に拒絶された会社情報の収集権の行使請求が訴訟で認められた場合、取締役は会社によって弁護士費用を含む請求に関連して生じた合理的な費用が補償される。裁判所に対するこうした権限の付与は新たな試みであったが、実質的には会社役員又は取締役がその義務の履行に関して生じた合理的な費用を補償する権限を与えている原則の延長であると考えられている。

四. 模範事業会社法等との関係

1. 模範事業会社法における取締役による会社情報の収集権

(1) 模範事業会社法の意義

ところで、アメリカは連邦会社法を有していないが、代表的な会社法の一つとして、各州会社法の模範となることを意図してアメリカ法曹協会(American Bar Association)が起草した模範事業会社法(Model

Business Corporation Act)がある⁽⁴⁸⁾。模範事業会社法では株主の会社情報の収集権については重要な規定を有しているが、取締役の会社情報の収集権をどのように取り扱っているのであろうか⁽⁴⁹⁾。

模範事業会社法において、取締役の会社情報の収集権は1998年に採択されるまで明文の規定を有していなかった⁽⁵⁰⁾。ただ、アメリカ法曹協会の会社法委員会は、1998年以前から模範事業会社法において株主の会社情報の収集権等を規定している第16章の問題点に関する特別委員会(task force)の提案について検討を重ねていた。そうした問題点の一つとして取締役の会社情報の収集権があり、1998年改正で16.05条(a)項から(c)項で構成される規定が制定されるに至った⁽⁵¹⁾。その規定は次のようになっている。

『模範事業会社法(1998年)16.05条 取締役による記録の調査

(a) 会社の取締役は、会社の帳簿、記録、その他の文書を、合理的な時間に、委員会の構成員としての義務を含む取締役としての義務の履行に合理的に関連する範囲で閲覧及び謄写する権利が付与(entitled)されている。ただし、これ以外の目的又は会社に対する義務に反しう場合はこの限りではない。

(b) 会社の主たる事務所(それがなければ、登記された事務所)がある郡(country)で指定(name)又は管轄(describe)する裁判所は、調査権の行使を拒絶された取締役の申請により、会社の費用で帳簿、記録又は文書の調査及び謄写を命令することができる。ただし、会社が取締役に会社情報の収集権を付与されていないことを証明した場合はこの限りではない。裁判所は、迅速に申請を処理すべきものとする。

(c) 命令が発行された場合、裁判所はその命令に不当な責任又は費用から会社を保護すること、取締役に對して会社への義務に反しうる手段として調査権の行使し、そこで得られた情報の利用を禁止する条項を含むことができる。裁判所は、申請に際して要した取締役らの費用につき、

会社が取締役に償還することを命令することができる。』

模範事業会社法は、この規定を設けることでコモン・ローにおいて明言されている点とそれと競合する点の調和と均衡を図ろうとした。そうした趣旨から、模範事業会社法では取締役は会社情報の収集に関してほぼ絶対的な権利を有していると位置付けている。

そのうえで、当該権利行使が不当な動機や目的又は情報を得ることで法に違反しうる場合であっても、調査対象を制限することのみを当該権利行使の条件とされるにとどまる。さらに、模範事業会社法は会社が不当に取締役の会社情報の収集権の行使を拒絶した場合の裁判所による救済を認めている。

(2) 規定の概要と特徴

具体的な内容は次のようになっている⁽⁵²⁾。まず、16.05条(a)項では、取締役の監視義務又は意思決定義務(director's oversight or decisional duties)の履行のために、会社の問題について合理的な関連のある範囲で会社情報の収集権を有すると規定している。そうした会社の問題として、第1に会社に適用がある法令の遵守状況の確認、第2に正確な財務諸表の提供とその開示をするための内部統制システムの妥当性、第3に会社資産の適切な運用、維持及びその保護が挙げられている⁽⁵³⁾。ただ、請求が正当ではない目的又は取締役が得られた情報を会社に対する義務に違反する目的で使用する場合、当該権利行使は会社に拒絶されうる⁽⁵⁴⁾。

次いで、16.05条(b)項は取締役による会社情報の収集権の行使に係る裁判所の命令権限について規定していた。そこでは裁判所への命令の申請を会社の費用で行えることを認めるとともに、迅速な手続を要請している。その一方で、取締役には広範な自由裁量が認められるべきであると考えられたため、取締役に会社情報の収集権を付与すべきではないとする立証責任を会社に負わせている。

そして、16.05条(c)項は裁判所が取締役に対して会社情報の収集権によって得られた情報の利用の制限を認めている。これは不当な立証あるいは支出から会社を保護する規定である。さらに裁判所は会社に対して取締役が要した会社情報の収集権の認否に関して被った弁護士費用を含んだ合理的な費用の償還を命令でき、その総額については裁判所の裁量に委ねられている。その趣旨は取締役が会社情報の収集権の申請によって被った費用の合理性を裁判所が検討しなければならないからである。

ただ、模範事業会社法16.05条は取締役ではない子会社に対する会社情報の収集権について言及していない。これは子会社に対する取締役の会社情報の収集権は一般に親会社の権利ないし権限として行使すべきであると考えられたためである。そうした立場から、同条(a)項は親会社の取締役の権利ないし権限を独立して規定していない。

(3)州の採用状況

取締役の会社情報の収集権について、州会社法はどのような状況となっているのであろうか⁽⁵⁵⁾。コネチカット州、フロリダ州、アイダホ州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、マイアミ州、サウスダコタ州、ヴァージニア州、ウェストヴァージニア州が実質的な変更をせずに模範事業会社法の規定を採用している。ワイオミング州も模範事業会社法の規定を採用している。ただ、裁判所の命令が発行されたとしても、会社が取締役による会社情報の収集権の行使を善意でかつ合理的な根拠に基づいて拒絶した場合、会社は取締役が権利行使に要した費用の償還を免除されるとする。

一方で、アラスカ州、カリフォルニア州、デラウェア州、カンザス州、オクラホマ州、ロードアイランド州、テキサス州も明確に取締役の会社情報の収集権を認めている。それらの法域では、株主が請求することのできる不当拒絶に対する罰則やエクイティ上の救済を含む救済手段を取締役にも認めている⁽⁵⁶⁾。

2. デラウェア州会社法等の規定の概要とその比較検討

(1) デラウェア州会社法

アメリカにおける会社設立許可書を巡る競争で最も支配的な地位にあるのがデラウェア州である。デラウェア州が会社の設立州であればデラウェア州会社法及び判例法が適用される。そのうえで、デラウェア州の裁判所では数多くの公開会社に係る訴訟を取り扱っており、法の柔軟性、予測可能性等といった専門的で効率性の高い裁判制度であるとされている。それゆえにデラウェア州会社法はアメリカ会社法の発展において極めて重要な役割を果たしている⁽⁵⁷⁾。

デラウェア州会社法では、取締役の会社情報の収集権が220条(d)項で規定されている。その規定は次のようになっている⁽⁵⁸⁾。

『デラウェア州一般会社法220条

(d) あらゆる取締役は、取締役として会社の株式原簿、株主名簿、その他の帳簿及び記録を取締役としての地位に合理的に関連する目的のために調査する権利を有するものとする。衡平法裁判所は、請求された調査の権限を取締役に与えるかどうかを判断する包括的な管轄が付与されている。裁判所は、全ての帳簿及び記録、株式原簿及び株主名簿の調査並びにその謄写又は謄本の作成を取締役に認めることについて略式に命令を発することができる(may summarily order)。取締役の請求する調査が不当な目的であるという立証責任は会社にあるものとする。裁判所は、その裁量で調査に関して制限又は条件を命じること、あるいは裁判所が正当で適切であると考え他の救済又は追加の救済を命じることができる。』

デラウェア州会社法における取締役による会社情報の収集権の規定をまとめると次のようになっている。第1に、全ての取締役が株式原簿等を調査する権限を有していると規定する⁽⁵⁹⁾。第2に、会社が取締役の権

利行使を拒絶する場合を想定し、不当な権利行使であるという立証責任を会社に負わせている。第3に、取締役の権利行使が拒絶された場合、裁判所は略式に命令を発行できるとする。それに加えて、裁判所にはその裁量で調査に関して制限又は条件を命じる権限が付与されている。

この規定の特徴としては、まず、権利行使が取締役としての地位に関連する目的に限定されている点が挙げられる。これは取締役による会社情報の収集権の行使を通じた会社に対する阻害行為の防止を目的とした規定といえよう。次いで、裁判所の取締役の権利行使を制限する等の権限を明確に規定している。会社情報の収集権の行使は会社情報の開示に伴う取締役と会社との利害調整が重要になるから、それを手当てするものといえる。

(2)カリフォルニア州会社法

アメリカにおいて、カリフォルニア州会社法は法域別会社設立州でニューヨーク州と並んで上位を占めているとされている。そのため、デラウェア州会社法とともに最も重要な会社法に属するといわれる⁽⁶⁰⁾。

カリフォルニア州会社法でも取締役による会社情報の収集権について1602条で規定を置いている。その規定は次のようになっている⁽⁶¹⁾。

『カリフォルニア州会社法典1602条

全ての取締役は、合理的な時間に自身が取締役を務める州内外の会社及びその子会社の全ての帳簿、記録、及びあらゆる種類の文書を調査及び謄写し、並びに実際の財産を調査する絶対的な権利を有する。取締役による調査は自己又は代理人もしくは弁護士によって行使することができ、調査権は謄写及び抄本を作成する権利を含む。本条はこの州の主たる経営をする事務所を有するか又はこの州で日常的に取締役会を開催する州外会社の取締役にも適用する。』

カリフォルニア州会社法における取締役による会社情報の収集権の規定をまとめると次のようになる。第1に、全ての取締役があらゆる会社情報及び実際の財産を調査する権限を有しているということを規定する。第2に、子会社にも取締役の会社情報の収集権が及ぶことを明確にしている⁽⁶²⁾。

この規定の特色として、まず、条文上は取締役の会社情報の収集権を「絶対的な権利」と位置付けて行使目的等の制限は課していない。もっとも、後述するように実際の運用では裁判所によって制限されている点に注意を要する。次いで、会社財産にまで取締役による調査が及んでいる点である。これはコーポレート・ガバナンスの原理では言及されているものの、模範事業会社法やデラウェア州会社法では会社情報の収集権の対象とはなっていない。

(3) 模範事業会社法との比較

ここまで、デラウェア州会社法及びカリフォルニア州会社法の規定を概観してきたが、模範事業会社法とはどのような相違点がみられるだろうか。まず、模範事業会社法やデラウェア州会社法あるいはコーポレート・ガバナンスの原理において共通した認識となっているのは、取締役の会社情報の収集権が無制限に認められるものではないとする点にある。カリフォルニア州会社法も条文上は絶対的な権利として規定されているが、後述するようにその運用は制限された権利として取り扱われている。

ただ、取締役の会社情報の収集権を制限的な権利として位置付けるにあたっては、どのような場合に制限されうるのかを明確にしておく必要がある。模範事業会社法やコーポレート・ガバナンスの原理ではその注釈においてその点の言及がされている。それに対して、デラウェア州会社法及びカリフォルニア州会社法では抽象的にしか規定されていない。

そのため、拒絶されうる場合に該当するかを判断する裁判所が重要な

役割を担ってくる。これら3つの制定法では、明文の規定によって裁判所に当該権利行使の対象等を制限する権限を付与している点に大きな特色があるといえよう⁽⁶³⁾。これはコーポレート・ガバナンスの原理においても認められている。取締役であるとしても無制限な会社情報の調査は不正利用等のおそれがあることに鑑みると妥当ではない。そこで取締役と会社の主張を考慮して、裁判所に対する調査の範囲の指定や得られた情報の利用を制限といった権限の付与することによって両者の利害調整を図っていくという方向性は、その後の紛争防止の観点からも重要な視点であると考えられる。

その一方で、親会社の取締役として子会社に会社情報の収集権を認めているかについてはそれぞれで異なっている。模範事業会社法及びデラウェア州会社法では子会社に関する規定を置いていないが、カリフォルニア州会社法では権限として明確に認めている。コーポレート・ガバナンスの原理では子会社に対する権利を認めているが、州会社法の立場によって排除されることが示されている。

3. 判例との関係

デラウェア州において注目すべき判例としては、まず1969年の *Henshaw v. Am. Cement Corp.* 事件があり、次のような判示がされている。裁判所は「デラウェア州の会社の取締役は会社の帳簿及び記録を調査する権利を有する。この権利は、取締役の会社を保護し存続させるという義務と相關関係にある。取締役は受託者であり、帳簿及び記録への接近それ自体は取締役の義務に応じるためである。その代わり、取締役はそうした義務を考慮する義務も負う⁽⁶⁴⁾」と述べている。

次いで、1993年の *Holdgreiwe v. Nostalgia Network, Inc.* 事件では、取締役が会社情報の収集権を行使できる正当な目的について言及している。同事件では、他の取締役による会社の不正経営への疑念に関する情報を得る目的は、可能性のある不正行為を確かめるための会社情報の調

査であって、それは正当な目的であると判示されている⁽⁶⁵⁾。これに対して、2006年の *Schoon v. Troy Corp.* 事件で裁判所は、株主の有する株式の高値での売却に助力するという目的の取締役による会社情報の収集権を認めなかった⁽⁶⁶⁾。

他方で、近時のカリフォルニア州における判例としては次の4つがある⁽⁶⁷⁾。第1に、1995年の *Havlicek v. Coast-to-Coast Analytical Services, Inc.* 事件がある。同事件で裁判所はカリフォルニア州会社法は取締役に会社情報の調査について絶対的な権利を認めているとしつつも、裁判所は「妥当かつ正当な状況(just and proper condition)」での法的執行という制限を課することができるとする。もとより、カリフォルニア州会社法における取締役の会社情報の調査に係る絶対的な権利と規定しているとしても、当該権利行使が会社に対する不法行為となる場合、会社はそれを拒絶できると判示している⁽⁶⁸⁾。

第2に、2002年の *Saline v. The Superior Court of Orange Country* 事件では、前述の *Havlicek v. Coast-to-Coast Analytical Services, Inc.* 事件を引用し、そのうえで、会社は保護命令(protective order)が取締役の不法行為を妨げるために必要であることを証拠に基づく証明によって立証しなければならないとする。ただ、裁判所はここにいう不法行為を金銭的損害賠償によって容易に回復できないものに限定している⁽⁶⁹⁾。

第3に、2009年の *Trick Telecom, Inc. v. The Superior Court of San Diego* 事件では、取締役が弁護士依頼者間秘匿特権(attorney-client privilege)で保護されている文書の調査をできるかが争点となった。この問題に対して裁判所は、弁護士依頼者間秘匿特権の対象となっている文書を閲覧する会社情報の収集権は有していないとする⁽⁷⁰⁾。取締役による会社情報の収集権の対象は取締役の義務の履行との関係で広く認められていたが、その対象も制限する傾向にあることが窺える⁽⁷¹⁾。

第4に、2010年の *Wolf v. CDS Devco* 事件は、CDS Devco 社の株主であり、かつその子会社である San Elijo Ranch 社の取締役であった

Wolf が会社情報の収集権の行使を求めた事案である。Wolf は当該権利行使の理由として、自身の解任が違法なものであり、取締役を解任される以前に行った Wolf や他の取締役の行為が個人責任を追及されるおそれがあると主張した。こうした主張に対して裁判所は、取締役が会社情報の収集する権利が付与されるために、取締役の信認義務の履行において利害関係がなく、独立したままでなければならないとする。そのうえで、調査権の行使理由が存在しなくなった時、前任の取締役に絶対的な取締役の調査権の法的執行を認めることはできないとして権利行使を認めなかった⁽⁷²⁾。

五. 結びに代えて

本稿では、アメリカ会社法における取締役の会社情報の収集権につき、模範事業会社法や主な州会社法を中心に検討してきた。取締役の会社情報の収集権は、取締役の経営監督機能として重要な役割を担うとともに取締役に課されている義務の履行には不可欠のものであると考えられていた。そのため、取締役による会社情報の収集権は拒絶できない絶対的な権利とされていたが、その理解には批判もあって当該権利行使を制限する州もあった。

そうした動向も考慮して、コーポレート・ガバナンスの原理や模範事業会社法でも取締役の会社情報の収集権に関する手当てがされた。それとともに、主な州会社法として考えられているデラウェア州会社法やカリフォルニア州会社法にも規定が設けられており、その必要性ないし重要性が窺われる。近年の判例では裁判所が会社情報の収集権の対象等を制限して取締役と会社の利害調整を図っている。そのような配慮のもと、取締役による会社情報の収集権は経営監督機能を高める手段として積極的に行使される傾向にある。

これに対して、わが国の学説では、取締役の会計帳簿閲覧謄写請求権

につき、現行法では法的根拠がないゆえに、取締役は当該権利を有しないとされている⁽⁷³⁾。しかし、かねてより、取締役会の経営監督機能を適正に運用するために、各取締役には必要がある限りで全ての会社情報を調査する権利を有していると主張されてきた⁽⁷⁴⁾。もとより、取締役会の監督機能を果たす前提条件として、各構成員の情報収集権限は最重要視すべきであると指摘される⁽⁷⁵⁾。

こうした議論を踏まえたうえで、アメリカ会社法の状況からどのような示唆が得られるであろうか。まず、わが国において、取締役会を通じた個々の取締役による業務監督という建て付けは迅速性に乏しく、取締役による機動的な監督機能が発揮しづらい。取締役会の監督機能を向上させるとともにそれを実効性のあるものとするために、個々の取締役に対して会社情報の収集権を認めることを検討する必要があるのかもしれない。とりわけ社外取締役による監督機能を発揮させるためには必要な整備であるように思われる。こうした手当ては企業不祥事の防止という観点においても十分に資するものといえよう。

もっとも、取締役に会社情報の収集権を認めることは、その反面として当該権利を適切に行使しなかった場合に責任追及の根拠ともなりうる⁽⁷⁶⁾。そのような懸念も考えられるが、経営監督機能を高めるために取締役に対して会社情報の収集権を認める必要性は高いものと考えられる。ただ、その行使目的や対象等には一定の制限を設けるべきであろう。そのうえで、会社情報の収集権を行使した取締役を情報源とした情報漏洩の防止の手当ても必要になる。その実効性を高める方法としては、裁判所による調査対象の制限や情報の不正利用等の防止を目的とした秘密保持合意を締結させるとともに、それに違反した場合には一定のサンクションを課すといった方策も考えられる。

健全なコーポレート・ガバナンスの構築とその実効性の確保は、慎重かつ継続した検討を要する重要な問題である。わが国においても取締役の会社情報の収集権についてはこれまで議論の対象となってきた。近時

のコーポレート・ガバナンスに関する活発な動向を機縁として、取締役による会社情報の収集権の必要性を改めて議論する必要があるのかもしれない。

- (1) 改正法の検討につき、松岡啓祐「会社法改正の概要とその課題について－平成26年改正の動向を中心に－」専修大学法学研究所紀要39号(民事法の諸問題 XIV)127頁(2014年)等を参照。その後の展開については、同「著書の第3版刊行と企業法制の動向について」専修大学今村法律研究室報65号10頁(2016年)等も参照。
- (2) 松岡啓祐「平成26年の会社法大改正と著書の改訂版の出版について」専修大学今村法律研究室報61号6頁(2014年)。
- (3) 諸外国におけるコーポレートガバナンス・コードの検討として、イギリスにつき、川島いづみ「コーポレートガバナンス・コードとイギリス会社法」鳥山恭一＝中村信男＝高田晴仁編『現代商事法の諸問題－岸田雅雄先生古稀記念論文集－』239頁(成文堂、2016年)参照。フランスの動向については、石川真衣「フランスにおけるコーポレートガバナンス・コードと会社法」比較法学51巻3号(2018年)等がある。この点については、江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンスの目的と手法」早法92巻1号95頁(2016年)も参照されたい。
- (4) 会社法改正の動向につき、商事法務編集部「『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』の概要」商事2160号4頁(2018年)等を参照。改訂されたコーポレートガバナンス・コードや上場会社における不祥事予防のプリンシプルについては、田原泰雅ほか「コーポレートガバナンス・コードの改訂と『投資家と企業の対話ガイドライン』の解説」商事2171号4頁(2018年)、佐藤竜明「『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』の解説(上)(下)」商事2165号14頁、2166号48頁(2018年)を参照。
- (5) 野田博「社外取締役に期待される役割・機能と情報へのアクセスの問題」監査633号3頁(2014年)。

- (6) 同判決の評釈としては、久保大作「判批」セレクト 2013[Ⅱ](法教402号別冊付録)18頁(2014年)、鈴木千佳子「判批」法研87巻10号31頁(2014年)、鳥山恭一「判批」法セ703号145頁(2013年)、野田博「判批」リマークス49号74頁(2014年)、弥永真生「判批」ジュリ1450号2頁(2013年)、山脇千佳「判批」法学78巻4号78頁(2014年)等がある。
- (7) アメリカ会社法における取締役による会社情報の収集権の先行研究として、伊勢田道仁『取締役会制度の現代的課題』32頁以下(大阪府立大学経済学部、1994年)、岡田昌浩「取締役・監査役の情報収集について(一)」論叢149巻2号127頁(2001年)、清水太郎「取締役の社内情報収集権」上法59巻3号293頁(2016年)、多賀野浩二「取締役の調査権についての一考察」名城法学論集24集115頁(1997年)、並木俊守「取締役の業務調査権」金判755号77頁(1986年)、山城将美『企業統治の法的課題』34頁以下(成文堂、2007年)等を参照。
- (8) JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, BUSINESS ORGANIZATION LAW, 344(4th ed. 2016). これを示唆する判例として、2000年の *Kortum v. Webasto Sunroofs, Inc.* 事件がある。同事件で裁判所は、取締役に「請求書面に記された帳簿及び記録の全てを調査する権限が付与されている」が、株主の場合は「調査の対象となる文書が」株主の示した「目的を達成するために必要かつ十分(essential and sufficient)であるかどうかを判断する必要がある」と述べている(769 A.2d 113, 122(Del. Ch. 2000))。
- (9) HARRY G. HENN & JOHON R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES, 578(3d ed. 1983). アメリカにおいては、取締役会と最高業務執行役員(chief executive officer)や上級業務執行役員(senior management officer)あるいは株主との関係についてのアメリカ法曹協会(American Bar Association)の調査及び研究の成果であって、取締役の実務指針として同協会が発行している「取締役ガイドブック(Corporate Director's Guidebook)」がある。同書でも取締役の権利の一つとして会社情報の収集権を挙げており、そこでは会社情報の収集権により得られた企業秘密を個人的又は第三者の利益のために悪用しない義務を伴うとされている(See AMERICAN LAW ASSOCIATION, CORPORATE DIRECTOR'S GUIDEBOOK, 1, 18(6th ed. 2011))。なお、同書の意義については、神崎克郎「米国法曹会の『取締役ガイドブック』(上)－取締役の行動指針－」商事931号7頁(1982年)等を参照されたい。

- (10) 取締役自身が代理人による会社情報の収集権の行使に立ち会う必要はないと解されているが、取締役は自身の会社情報の収集権を他者に委託することはできないと考えられている。伊勢田・前掲(注7)56-57頁、清水・前掲(注7)324-325頁、山城・前掲(注7)54-56頁を参照。
- (11) COX & HAZEN, *supra* note 8, at 345; HENN & ALEXANDER, *supra* note 9, at 579. James Ludlum, Jr., *Corporate Director: Their Right to Inspect*, 5 TEX. L. REV. 35, 48(1973) は、この権利を業務執行機能の一つであるととする。この点につき、*See State ex rel. Dixon v. Missouri-Kansas Pipe Line Co.* (36 A.2d 29(Super. Ct. 1944)). ただし、1957年の *Pacnet v. Fourth Federal Saving & Loan Association of New York* 事件で裁判所は「個々の取締役が会社の記録及び取引の検査あるいは調査に弁護士又は会計士の援助を受ける権利は、会社の最善の利益に損害をもたらす会社を支配する者の主張する不正行為、経営過誤あるいは違法行為について高い水準の証明がある場合に限って発生する」と述べている (*See* 167 N.Y.S.2d 550, 552 (Sup. Ct. 1957))。
- (12) Allen Getson, *Director's Right to Inspect Corporate Records*, 19 WASH. & LEE. REV. 281, 283(1962). 前者の点を言及する判例として、1995年の *Kelley v. Heritage Nat'l Bank* 事件(897 S.W.2d 96, 97(Mo. Ct. App. 1995))がある。
- (13) WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL, 5A FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 364(rev. vol. 2012).
- (14) HENN & ALEXANDER, *supra* note 9, at 578.
- (15) GEORGE D. HORNSTEIN, 1 CORPORATION LAW AND PRACTICE, 522 (1959).
- (16) Ludlum, *supra* note 11, at 39. こうした理解は、AMERICAN LAW INSTITUTE, 1 PRINCIPLES OF CORPORATE GOVERNANCE: ANALYSIS AND RECOMMENDATIONS, 98 n.1(1994)によれば、ニューヨーク州会社法では長年にわたって支配的であったとする。同様の指摘として、*See* John R. Bartels & Eugene J. T. Flanagan, *Inspection of Corporate Books and Records in New York by Shareholders and Directors*, 38 CORNELL L. Q. 289, 312-313(1953); William C. Mclaughlin, *The Director's Right to Inspect the Corporate Books and Records-Absolute or Otherwise*, 22 BUS. LAW. 413, 413(1967).

- (17) WINTHROP BALLANTINE, *BALLANTINE ON CORPORATIONS*, 384 (rev. ed. 1946).
- (18) HORNSTEIN, *supra* note 15, at 522.
- (19) 9 A.2d 636, 637 (1939).
- (20) 127 N.E.2d 906, 907 (1955). ちなみに、同事件では解任された取締役が会社情報の収集権を行使できるかが主な争点となった。この点につき、伊勢田・前掲(注7)47頁以下、山城・前掲(注7)44頁以下を参照。
- (21) Note, *Director's Right to Inspect Corporate Records Demand*, 101 U. PA. L. REV. 555, 556 (1953). HUGH L. SOWARDS, *CORPORATION LAW*, 10-102 (2d ed. 1978) も、取締役が不当な目的で会社情報の収集権を行使した場合に、当該取締役を解任して拒絶すべきであるとする裁判所の立場は適切であると述べている。なお、そうした判示をした事案として、1952年の *Overland v. Le Roy Foods* 事件 (107 N.E.2d 74 (N.Y. 1952)) がある。
- (22) 101 N.Y.S 1108, 1110 (1st Dep't 1907).
- (23) See Note, *supra* note 21, at 557; Charles R. Gibson, *Right of Hostile Stockholder and Director to Examine the Books and Records of Corporation*, 51 MICH. L. REV. 747, 749 (1953).
- (24) BALLANTINE, *supra* note 17, at 384.
- (25) See 19 A. 766, 767 (Conn. 1890).
- (26) 247 P.2d 543, 549 (Wash. 1952).
- (27) 1961年の *State ex rel. Farber v. Seinbering Rubber Co.* 事件でも同様の判示がされている (See 168 A.2d 310, 312 (Del. 1961)).
- (28) Ludlum, *supra* note 11, at 50.
- (29) Martin G. McGuinn, Jr., *Right of Directors to Inspect Corporate Books and Records*, 11 VILL L. REV. 578, 586-587 (1966); HENN & ALEXANDER, *supra* note 9, at 579. ちなみに、20世紀初頭の株主による制定法上の会社情報の収集権は絶対的な権利として認められていたが、その場合でも裁判所は不当な目的による会社情報の収集権の行使であると判断した場合等には職務執行令状を発行しなかった (See Note, "Proper Purpose" for *Inspection of Corporate Stock Ledger*, 1970 DUKE L. J. 393, 395 (1970)).
- (30) McGuinn, Jr., *supra* note 29, at 587.
- (31) 924 F.2d 6, 10 (1st Cir. 1991).
- (32) See WILLIAM E. KNEPPER & DAN A. BAILEY, 1 LIABILITY OF

CORPORATE OFFICERS AND DIRECTORS, 3-26(8th ed. 2010). そのような事案としては、たとえば1968年の *Escott v. Barchris Conster, Corp.* 事件 (283 F. Supp. 643(S.D.N.Y. 1968)) がある。わが国でも同様の指摘をする判例として、会社更生法に基づき更生会社の旧役員に対する違法配当等による損害賠償請求権を査定した事案である東京地裁昭和54年7月25日判決(金判581号31頁)がある。同判決はわが国における取締役の会社情報の収集権について、取締役の一定の調査権限を前提とする判例と位置付けられている(野田・前掲(注5)75頁)。

- (33) KNEPPER & BAILEY, *supra* note 32, at 3-26. この点はわが国においても同様の見解が示されていた。わが国における取締役会設置会社では個々の取締役に個別的な調査権がないのを前提に、取締役が会社状況を調査するためにはそれを取締役会で発言し、拒絶された場合はそれを取締役会議事録に記載してもらう以外の手段がないとする(阿部一正ほか「条解・会社法の研究7 取締役(2)」別冊商事200号41頁[江頭憲治郎教授発言](1997年))。
- (34) ちなみに、ここにいう株主につき、たとえば、2016年改正模範事業会社法16.02条(h)項では名義株主(record owner)、実質的な所有者(beneficial owner)及び制限されていない議決権信託の実質的な所有者を意味すると規定している。そのうえで、実質的な所有者の範囲につき、2005年の *Deephaven Risk Arb Trading Ltd. v. UnitedGlobalCom, Inc.* 事件では、実質的な所有者には売り持ち(short position)の株主も含まれると判示している(See 2005 WL 1713067, *5-6(Del. Ch. 2005))。
- (35) アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権の全体像につき、拙稿「日米の会社法における株主の会社情報の収集権」専修総合科学研究24号123頁以下(2016年)等を参照。
- (36) 株主の会社情報の収集権につき、アメリカ連邦最高裁判所は1905年の *Guthrie v. Harkness* 事件において、「調査権(right of inspection)は、会社財産を管理している者が実質的な保有者である株主の単なる代理人であるという命題(proposition)に基づく」とする(199 U.S. 148, 155 (1905))。 *Guthrie v. Harkness* 事件については、米山毅一郎「アメリカ法における株主の株主名簿閲覧請求権－『正当目的(proper purpose)』に関する一考察－」法雑38巻2号395－396頁(1992年)等も参照。
- (37) 正当な目的の内容については、さしあたり、拙稿「アメリカの1984年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権～改正の経緯とその特徴の検討を中心に～」専修法研論集60号33頁以下(2017年)を参照されたい。

- (38) 山城・前掲(注7)34頁。株主の権利の比較との関係で、取締役が株主である場合の取扱いにつき、See Mclaughlin, *supra* note 16, at 420-421.
- (39) 龍田節「序説－コーポレート・ガバナンスと法」証券取引法研究会国際部会訳編『コーポレート・ガバナンス－アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究－』78－79頁(日本証券経済研究所、1994年)参照。その詳細については、See Melvin Aron Eisenberg, *An Overview of the Principles of Corporate Governance*, 48 BUS. LAW. 1271, 1271-1275(1993). 同論文の邦訳である、メルビン・A・アイゼンバーグ(前田雅弘訳)「『コーポレート・ガバナンスの原理』概説(上)」商事1368号68－70頁(1994年)も参照。
- (40) 龍田・前掲(注39)67頁。同・89頁では、前掲(注9)で述べた取締役ガイドブックとの違いについて言及しており、取締役ガイドブックが会社実務についての勧告だけで成り立っているのに対して、コーポレート・ガバナンスの原理は勧告の性格を有する規定はごく一部にすぎない点が異なっているとす。
- (41) ARTHUR R. PINTO & DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 6(5th ed. 2018).
- (42) なお、証券取引法研究会国際部会訳「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」同訳編・前掲(注39)18頁は、「取締役の情報開示請求権」と訳出している。
- (43) AMERICAN LAW INSTITUTE, *supra* note 16, at 94.
- (44) *Id.* at 95.
- (45) アメリカにおいて取締役会は、わが国のように業務執行は行わず、会社業務を担当する会社役員(officer)を選任して当該役員の監督に特化した、いわゆるモニタリング・ボードとして機能している。この点につき、See PINTO & BRANSON, *supra* note 41, at 132; COX & HAZEN, *supra* note 8, at 159
- (46) 前田重行「第三編・第三A編 会社の構造」証券取引法研究会国際部会訳編・前掲(注39)133頁。こうした指摘として、See SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION, STAFF REPORT ON CORPORATE ACCOUNTABILITY, 58-59, 430-431(1980); MELVIN A. EISENBERG, THE STRUCTURE OF THE CORPORATION- A LEGAL ANALYSIS, 162-168(1976). なお、その背景につき、前田重行「会社の運営機構」『岩波講座 基本法学7－企業』105－107頁(岩波書店、1983年)。この点については、柿崎環「ガ

ラバゴスに吹く風(第9回)ALI コーポレートガバナンス・プロジェクト再考」監査634号37頁(2014年)も参照。

- (47) 以下、コーポレート・ガバナンスの原理における取締役の会社情報の収集権の特徴等につき、See AMERICAN LAW INSTITUTE, *supra* note 16, at 95-96.
- (48) コーポレート・ガバナンスの原理と模範事業会社法の関係については、龍田・前掲(注39)91頁参照。
- (49) 模範事業会社法の意義、公表経緯やその沿革及び同法における株主による会社情報の収集権の検討については、拙稿「アメリカの模範事業会社法と株主の会社情報の収集権～統一事業会社法との関係と公表前後の状況を中心に～」専修法研論集57号20頁以下(2015年)等を参照されたい。
- (50) The Committee on Corporate Laws, *Proposed Changes in the Model Business Corporation Act*, 54 BUS. LAW. 815, 815(1998).
- (51) 模範事業会社法16.05条につき、See *id.* at 824. なお、取締役の会社情報の収集権についてはその後も軽微な改正が行われているほか、アメリカ法曹協会の企業法部の会社法委員会は、2016年に会社情報の収集権等を規定する模範事業会社法の第16章の改正を行った。ただ、取締役の会社情報の収集権に関する条文については大きな変更点はないため、1998年改正当時の条文で検討する。
- (52) 模範事業会社法における取締役による会社情報の収集権の特徴等につき、See *id.* at 824-825.
- (53) 取締役は、取締役会で上程された問題に関する検討及びその意思決定のために要求された範囲で会社情報を調査する権利も有しているとする。それを示唆する判例として、1998年の *Moore Business Forms, Inc. v. Cordant Holdings Corp.* 事件がある。同事件で裁判所は、全ての取締役が取締役会への積極的な参加を目的とした会社情報の収集権を有していると判示している(See 1998 WL 71836, at *7(Del. Ch. 1998))。
- (54) 取締役が会社情報の収集権の行使を拒絶される場合として次のような状況が想定されていた。まず、取締役の義務の履行と無関係な当該権利の行使であり、たとえば、不要な特定の機密文書の調査を請求するといった場合がこれにあたる。次いで、調査の対象とされている会社情報がすでに提供された又は費用と時間を要する会社情報の調査を請求して、会社に不合理な立証や費用を課す場合である。そして、取締役が会社に対する義務に

違反する場合であって、入手した機密情報が個人的又は第三者に利用されることが予想される場合が想定されている。さらに、会社情報の収集権の行使が他の法律に違反する場合である。

- (55) 4 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 16-78(4th ed. 2008 & Supp.). なお、州会社法における取締役の会社情報の収集権に関する規定の検討につき、See Allen Sparkman, *Information Rights- A Survey*, 2 BUS. ENTREPRENEURSHIP & TAX L. REV. 41, 64-67(2018).
- (56) たとえば、2000年の *McGowan v. Empress Entertainment, Inc.* 事件でデラウェア州の裁判所は、エクイティ上の救済として、取締役による会社情報の収集権の行使を拒絶した会社に対して弁護士費用の支払いを命じている(791 A.2d 1, 4(Del. Dh. 2000))。
- (57) カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』9、12頁(有斐閣、2009年)、伊達竜太郎「会社の設立準拠法主義の機能」冲国42号31 - 33頁(2013年)。デラウェア州会社法の問題点につき、See PINTO & BRANSON, *supra* note 41, at 19.
- (58) See EDWARD P. WELCH ET AL, FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW, 738-739 (2016 ed. 2016).
- (59) ちなみに、株式原簿とは、1956年の *Magill v. N. Am. Refractories Co.* 事件で、裁判所が「議決権付株式(voting stock)と同様に無議決権株式(nonvoting stock)を含む、株式譲渡簿(transfer book)から導き出される事項が反映された株式保有についての継続した記録」と述べている(See 18 A.2d. 233, 236(Del. 1956))。それに対して、株主名簿はデラウェア州会社法219条(a)項で「会社の株式原簿(stock ledger)を管理する会社役員は、少なくとも株主総会の10日前に、当該株主総会で議決権を有する株主の完全な名簿を準備し、作成するものとする」と規定する。したがって、株式原簿は会社の株式の取引に係る帳簿であり、株主名簿とは株式原簿に記載された情報を基礎として作成される模範事業会社法にいう議決権者名簿(voting list)であると考えられる。同条につき、See WELCH ET AL., *supra* note 58, at 733-736.
- (60) 北沢正啓＝戸川成弘訳『カリフォルニア会社法』iii頁(商事法務研究会、1990年)。
- (61) See CALIFORNIA CORPORATIONS CODE AND COMMERCIAL CODE WITH SECURITIES RULES AND RELEASES, CC-81(2017 ed. 2016).

- (62) なお、カリフォルニア州会社法において、会社情報の収集権の救済手段については1603条で規定されている。そこでは裁判所に妥当かつ正当な状況で調査権を法的に執行する権限等が認められている。
- (63) アメリカ会社法において、たとえば2016年改正模範事業会社法では、株主の会社情報の収集権について裁判所に対して一定の権限を付与して会社情報の調査に関する株主と会社の利益の調和を図っている。こうしたアプローチによる利害調整については1984年改正模範事業会社法から取り入れられている。その点につき、拙稿・前掲(注37)37頁を参照されたい。
- (64) 252 A.2d 125, 128(Del. Ch. 1969).
- (65) See 1993 WL 144604, at *4(Del. Ch. 1993).
- (66) See 2006 WL 1851481, at *1(Del. Ch. 2006). その他に前掲(注53)の *Moore Business Forms, Inc. v. Cordant Holdings Corp.* 事件で裁判所は、基本定款(certificate of incorporation)や株主間での私的契約(private contract)等で明記されている場合も取締役の会社情報の収集権が制限されうると述べている(See 1998 WL 71836, at *7(Del. Ch. 1998))。
- (67) カリフォルニア州会社法における判例の動向については、清水・前掲(注7)321-323頁を参照。
- (68) See 46 Cal. Rptr. 2d 696, 701-702(1995). 前掲(注62)も参照されたい。この判例につき、岡田・前掲(注7)131頁は、コーポレート・ガバナンスの原理の影響を与えているとし、清水・前掲(注7)322頁は取締役の会社情報の収集権に制限を課す先例として意義があると述べている。
- (69) See 122 Cal. Rptr. 2d 813, 816-817(2002).
- (70) See 87 Cal. Rptr. 3d 455, 459-460(2009).
- (71) 取締役の会社情報の収集権と弁護士依頼者間秘匿特権の関係について言及する判例としては、この他に1998年の *Intrieri v. Avatex* 事件(1998 WL 326608(Del. Ch. 1998))等がある。株主による弁護士依頼者間秘匿特権で保護されている文書の調査の可否については、釜田薫子「開示免除特権で保護された文書の閲覧請求」商事2167号42頁(2018年)が検討している。なお、秘匿特権につき、浅香吉幹『アメリカ民事手続法(第3版)』88頁以下(弘文堂、2016年)等を参照。
- (72) See 110 Cal. Rptr. 3d 850, 862(2010). 解任された取締役による会社情報の収集権については、前掲(注20)の文献も参照されたい。
- (73) 田中亘『会社法』447頁(東京大学出版会、2016年)、落合誠一編『会社法

- コンメンタール8-機関(2)』219頁[落合誠一](商事法務、2009年)、近藤光男『取締役・取締役会制度-発展・最新株式会社法』44頁、151頁(中央経済社、2017年)、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ(第3版)』662頁(判例タイムズ社、2011年)。この点については、森本滋『取締役の義務と責任』135頁(商事法務、2017年)も参照。ただ、昭和61年に公表された商法・有限会社法改正試案では、取締役の監視機能を充実させるために取締役の業務調査権が言及されていたが、この立法提案は実現しなかった。この立法提案については、大谷禎男「商法・有限会社法改正試案の解説(4)-経営管理(運営)機構-」商事1080号17頁(1986年)を参照。
- (74) 酒巻俊雄『取締役の責任と会社支配』7頁(成文堂、1967年)等。江頭憲治郎『株式会社法(第7版)』417頁注4(有斐閣、2017年)も指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社以外の会社においては、個々の取締役に会社の業務及び財産の調査権を認めるべきではないかと主張している。弥永真生「会社の計算に関するいくつかの問題」商事2153号16頁(2017年)は取締役に会計帳簿閲覧謄写請求権を認める不都合はさほど大きくないのではないかとする。
- (75) 柿崎環「ガラパゴスに吹く風(第10回)コーポレートガバナンス・コードと取締役の業務・財産状況調査権」監査637号25頁(2015年)。野田・前掲(注5)3頁も、社外取締役に社内情報を確保させるための体制整備を巡る議論の重要性が増すとする一方で、個々の取締役に調査権限を認めることでかえって本来期待される機能を曖昧にするという懸念を生じさせるとも述べている。弥永真生「社外取締役と情報収集等」商事2028号5頁(2014年)は、平成26年会社法改正で社外取締役の要件が追加されたため(会社法2条15号参照)、社外取締役の情報収集が難しくなったと指摘している。そのうえで、社外取締役が全ての重要な情報に確実にアクセスできる方策の法的確保の必要性を主張する。
- (76) たとえば、社外監査役の責任追及に関する事案であるが、東京高裁平成30年3月23日判決(資料版商事414号84頁)では、監査役としての調査権限の行使の懈怠が賠償責任の根拠の一因となっている。なお、その評釈として、和田宗久「判批」ひろば71巻9号63頁(2018年)等がある。同事件については、松岡啓祐「粉飾決算による上場と関係者の民事責任～エフオーアイ事件判決の検討を中心に～」Disclosure & IR Vol.7 67頁(2018年)も参照。